

認定手続開始通知書（権利者用）

令和 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)
 殿

(税関官署の長) 印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、下記8.に記載されている期限までは証拠を提出し、意見を述べることができます。

記

	品名	数量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出人（差出人）の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- (注) 1. 上記7.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
2. 上記5.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聞くを求めることができます。
3. 上記2.から4.までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)